

I 高次脳機能障がいとは

高次脳機能障がいとは

事故や病気で脳に損傷を受けたために、思考、記憶、注意などの高次の脳機能に障害が起こり、日常生活や社会生活に制約を生じている状態をいいます。

身体の障がいとは異なり、外見からは理解されにくいため、「見えない障がい」といわれています。

高次脳機能障がいの主な原因

【脳血管障害】

脳梗塞、脳出血、くも膜下出血 など

【脳外傷】

交通事故、転落、転倒 など

【低酸素脳症】

心停止、窒息、一酸化炭素中毒 など

主な症状

【記憶障がい】

受傷、発症前の記憶をなくしてしまったり（逆行健忘）、物の置き場所を忘れたり、新しい情報を覚えることができなくなる（前向健忘）状態

【注意障がい】

ぼんやりしていて何かしようとするミスばかりし、作業が長続きしない状態（集中困難、注意散漫、注意の持続・維持困難）や、片側のものを見落としてしまう状態（半側空間無視）

【遂行機能障がい】

自分で計画を立ててものごとを実行することができず、論理的に考えたり、推察したりすることができなくなる状態

【社会的行動障がい】

自分の気持ちや行動をうまくコントロールして、周りの人や状況に合わせていくことができない状態（意欲・発動性の低下、情動コントロール障がい、対人関係の障がい、依存的行動、固執など）

高次脳機能障害の診断基準

(厚生労働省／国立障害者リハビリテーションセンター)

「高次脳機能障害」という用語は、学術用語としては、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる巢症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。

一方、平成13年度に開始された高次脳機能障害支援モデル事業において集積された脳損傷者のデータを慎重に分析した結果、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群が存在し、これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要なことが明らかとなった。

そこでこれらの者への支援対策を推進する観点から、行政的に、この一群が示す認知障害を「高次脳機能障害」と呼び、この障害を有する者を「高次脳機能障害者」と呼ぶことが適当である。その診断基準を以下に定める。

診断基準

I. 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III. 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV. 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

また、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うことが適当である。

II 高次脳機能障がいに関わる社会制度

高次脳機能障がいに関わる社会制度

障害者手帳

【窓口】各市町村福祉担当課

障害者手帳には次の3つがあります。申請・相談は市町村の窓口です。

【身体障害者手帳】

交付対象となる障がいには、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓）があり、障がいの程度により1級から6級まで（内部機能は1級から4級まで）に区分されます。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方に交付されます。障害の程度により1級から3級までに区分されます。

高次脳機能障がいは、精神障害者保健福祉手帳の対象になります。

【療育手帳】

18歳未満の受傷や発症で、知的発達に障がいが生じた障がい児（者）に交付されます。障がいの程度により、重度「A」、中度「B-1」、軽度「B-2」に区分されます。

障害者手帳で利用できるサービス

税金等の減免

【所得税、住民税の軽減】

【窓口】各市町村の市町村民税課

障がいの程度に応じて課税所得が減額されます。（障害者控除または特別障害者控除）詳しくは窓口でご確認下さい。

【自動車税・自動車取得税減免】

【窓口】各県税・総務事務所

各市町村の市町村民税課（軽自動車）

重度の障がい者またはその家族所有の車で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税及び自動車取得税が一人一台に限って全額免除されます。障がいの内容や等級などによって異なりますので、詳しくは窓口でご確認下さい。軽自動車税は、市町村が窓口です。

各種割引

【JR運賃割引】

【窓口】各駅窓口

身体障害者手帳または療育手帳を発売窓口に提示することで、割引乗車券を購入することができます。

【航空運賃割引】**【窓口】 各航空会社・空港・代理店窓口**

身体障害者手帳又は療育手帳所持者で満12歳以上の本人及び介護者は、航空運賃が割引されます。各航空会社又は路線によって割引運賃額が異なる場合があります

【バス運賃割引】**【窓口】 各バス会社**

宮崎交通の場合、降車時に障害者手帳を示すことで、本人（及び介護者）の運賃が割引されます。なお、介護者の割引については、手帳に「介護付シール」の添付が必要です。他のバス会社利用の場合は、直接お問い合わせください。

【タクシー運賃割引】**【窓口】 タクシー会社又は各市町村障害福祉担当課**

会社によっては、障害者手帳の提示により運賃が1割引となることがあります。そのほかに助成等を行っている市町村もあります。個人タクシーは事前にご確認ください。

【有料道路通行料金の割引】**【窓口】 各市町村障害福祉担当課**

「身体障がい者が自ら運転する場合」または、「重度の身体障がい者もしくは重度の知的障がい者が同乗し、障がい者以外の方が運転する場合」、事前に登録した自動車1台に対して割引率50%以下の障害者割引が受けられます。

【NHK放送受信料割引】**【窓口】 各市町村障害福祉担当課**

世帯のどなたかが、障害者の手帳をお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の場合に、放送受信料が全額免除されます。身体障害者手帳1・2級、あるいは視覚・聴覚障がいの手帳所持者が世帯主でかつ受信契約者の場合は、放送受信料が半額免除となります。

【携帯電話料金割引】**【窓口】 携帯電話会社または取扱店**

障害者手帳所持者は基本使用料金等が割引となります。割引率等は各携帯電話会社により異なります。

各種手当**【窓口】 各市町村福祉担当課****【特別障害者手当】**

在宅の20歳以上の重度障がい者で、常時特別の介護を必要とする方が一定の要件を満たす場合に支給されます。詳しくは窓口でご確認ください。

【障害児福祉手当】

在宅の20歳未満の重度障がい児で、常時特別の介護を必要とする方が一定の要件を満たす場合に支給されます。詳しくは窓口でご確認ください。

【特別児童扶養手当】

在宅の20歳未満の障がい児を監護している保護者で、一定の要件を満たす場合に支給されます。詳しくは窓口でご確認ください。

【児童扶養手当】

父親と生計を同じくしていない児童（障がい児は20歳未満）を監護・養育している方で、一定の要件を満たす場合に支給されます。詳しくは窓口でご確認ください。

各種助成等

【自動車運転免許取得助成】

【窓口】 各市町村障害福祉担当課

身体障がい者が運転免許を取得する際、障がいの等級によっては自動車教習所の授業料が助成されます。詳しくは窓口でご確認ください。

【自動車改造費助成】

【窓口】 各市町村障害福祉担当課

上肢、下肢または体幹で3級以上の身体障害者が、運転に際し自動車改造の必要がある場合、一部市町村で改造費の助成が行われています。詳しくは窓口でご確認ください。

【住宅改造費用の助成】

【窓口】 各市町村障害福祉担当課

障がい者が、障がいに応じて住みやすくするために住宅を改造をする場合、費用の助成を受けることができます。詳しくは窓口でご確認ください。

【自動車運転免許取得・更新等】

【窓口】 自動車運転免許センター

障がい者となった後も引き続き運転を希望される場合や、聴覚障がいのある人が新たに免許取得を希望する場合または免許条件を変更したい場合などを対象とした相談窓口があります。

【自動車駐車禁止除外指定車の標章の交付】

【窓口】 警察署交通課

障害者手帳を持っている人で、歩行が困難な人などの使用する車両は、障がいの区分・等級によっては駐車禁止規制の対象から除外されます。詳しくは窓口でご確認ください。

障害者自立支援法によるサービス

【窓口】 各市町村福祉担当課

障害者自立支援法によるサービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がいの種別に関係なく共通の制度で実施されています。

障害者自立支援法によるサービスは、「自立支援給付」と、「地域生活支援事業」に大別され、「自立支援給付」には「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具費支給」があります。また、「地域生活支援事業」には、「相談支援」や「コミュニケーション支援」、「日常生活用具の給付・貸与」、「移動支援」などのサービスがあります。

サービスを受けるためには、身体障がい者の場合は身体障害者手帳が必須となりますが、精神障がい者及び高次脳機能障がい者の場合は、精神障害者保健福祉手帳か又は障がいを証明する医師の診断書があれば申請可能です。サービスの具体的な内容などについては、窓口でご確認下さい。

介護保険制度

【窓口】 各市町村介護保険担当課

介護保険制度によるサービスには、要介護の方に施設サービスや在宅サービスを提供する「介護給付」と、要支援の方に介護予防サービスなどを提供する「予防給付」とがあります。

介護保険のサービスは、65歳以上の第1号被保険者と医療保険加入者で40歳以上65歳未満の第2号被保険者が対象となります。

サービスが受けられるのは介護を必要とする状態（要介護）か、日常生活を送るのに支障がある状態（要支援）になった場合です。

第1号被保険者は介護が必要な原因を問わずサービスが受けられますが、第2号被保険者は特定疾病16疾患（下表）が原因の場合に限られます。

したがって、高次脳機能障がいの場合、65歳以上であれば介護等が必要となった原因を問わずサービス利用ができますが、40歳以上65歳未満の方は、介護等が必要となった原因が特定疾患（下表）によるものである場合にのみ、サービス利用できることになります。

また、サービス利用にあたっては原則として費用の1割の自己負担があります。サービス内容など詳しくは窓口でご確認下さい。

*介護保険特定疾患

1 末期がん 2 慢性関節リウマチ 3 筋萎縮性側索硬化症 4 後縦靭帯骨化症 5 骨折を伴う骨粗鬆症 6 初老期における認知症 7 進行性上核麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 8 脊髄小脳変性症 9 脊柱管狭窄症 10 早老症 11 多系統萎縮症 12 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症及び糖尿病性神経障害 13 脳血管疾患 14 閉塞性動脈硬化症 15 慢性閉塞性肺疾患
16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

医療費の助成等

公的医療保険 【窓口】各市町村、全国健康保険協会の県支部、勤務先健康保険組合

【高額療養費助成制度】

公的医療保険では、保険適用の医療費の一部と入院時の食事代などが自己負担になります。この負担額が、所得などに応じて定められた月ごとの自己負担限度額を超えた場合、申請すれば超えた分は「高額療養費」として後日払い戻されます。また、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。

【高額療養費貸付制度】

高額療養費の助成制度は、申請してから決定支給されるまでに時間を要することから、その間支給見込額の8割から9割を無利子で貸し付ける制度です。

【国民健康保険一部負担金減免制度】

災害など特別な事情で医療機関への支払いが困難な時は、支払い等が延期できる場合があります。詳しくは市町村の窓口でご確認ください。

【自立支援医療（精神通院医療）】

通院による精神医療が必要な場合、医療費の自己負担が原則1割になる制度です。世帯収入に応じて1か月ごとに自己負担上限額が定められています。

【重度心身障害（児）者医療費助成制度】

重度の身体障がい者及び知的障がい者の健康保険の自己負担額を助成する制度です。詳しくは窓口でご確認ください。

【その他の制度】

生命保険（医療保険）の入院保障などがあります。対象や給付内容は保険会社で異なるので、確認が必要です。

労働者災害補償保険（労災）

【窓口】勤務先の担当、労働基準監督署

業務中や通勤途上の事故の場合、労災が適用されます。業務中の場合は療養補償給付、通勤途上の場合は療養給付が支給され、医療費の自己負担はありません。ただし、症状固定後の医療費については公的医療保険になります。

自動車保険（自賠責保険・任意保険）

【窓口】保険会社

自損事故以外の交通事故の場合は、自賠責保険の適用になり、医療費限度額は120万円です。また、等級（1級～14級）により後遺症や、死亡事故の賠償が受けられます。

医療費限度額を超えた部分や自損事故の場合は任意保険の対応になります。任意保険は契約内容で補償等が異なります。

- * 自動車保険の障害等級は障害者手帳の等級とは異なります。
- * 自賠責保険では、損害賠償額が確定していないなくても、治療費等が発生していれば保険金を請求できます。また、治療費など当座の費用として「仮渡金制度」があります。

自動車事故など第三者の行為によって受けたケガを、公的医療保険などで診療を受ける場合は「第三者行為傷病届」を加入している公的医療保険などに届け出ます。

児童・生徒の災害共済給付制度

【窓口】学校

学校管理下での事故（通常の通学中を含む）の場合は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられます。医療保険での医療費総額の10分の4が支給されます。後遺障害が残った場合は障害見舞金が支給されます。給付手続きは学校を通じて行います。

休業保障

【傷病手当金】 【窓口】勤務先健康保険組合・全国健康保険協会の県支部等

病気やケガで連続して3日以上休んだ場合、4日目以降、加入している健康保険組合等から最長1年半、1日につき標準報酬日額の3分の2の金額が支給されます。

【休業補償給付（労災）】

【窓口】労働基準監督署、勤務先担当

業務中や通勤中による病気やケガの療養で仕事ができず、賃金支給が受けられない場合、4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の8割（6割が休業補償給付、2割が休業特別支給金）が症状固定まで支給されます。

【雇用保険】

【窓口】ハローワーク

雇用保険の被保険者が離職した場合は、一定の条件を満たせば基本手当（失業給付）が受給できます。障がい者は就職困難者として一般の失業者より給付日数が長くなる場合があります。

受給期間は、原則離職の翌日から一年間で、過ぎると基本手当が受給できない場合があります。

* 療養中は受給期間の延長申請が必要で、最長3年間延長できます。

* 延長申請は、退職日の翌日以後、働けない日数が30日を経過した翌日から1か月以内です。

年金等

【障害基礎年金】

【窓口】各市町村窓口・各年金事務所

年金加入者が対象で障害の程度に応じて支給されます。20歳前の障がいの場合は20歳になってから申請できます。詳しくは窓口でご確認ください。

【障害厚生年金（共済）】

【窓口】各年金事務所、各共済組合

厚生（共済）年金加入者が対象で、障害の程度に応じて年金や一時金（障害手当金）が支給されます。

* 年金や一時金の障害等級と障害者手帳の等級とは異なります。

【傷害（補償）年金（労災）】

【窓口】労働基準監督署、勤務先担当

業務中や通勤中におけるケガや病気が治ったとき、身体に障がいが残った場合は、障がいの程度により障害給付（障害年金・障害一時金）が支給されます。

障害（補償）年金は同一の事由について厚生年金保険から障害年金が支給されているときは支給額の調整が行われます。

【傷病（補償）年金（労災）】

【窓口】労働基準監督署、勤務先担当

労災での傷病等の療養開始後から1年6か月経過後も治らず、傷病による障がいの程度が傷病等級に該当し、その状態が継続している場合に支給されます。

権利擁護

【窓口】各市町村社会福祉協議会

障がい等により判断能力が十分でなく、日常生活を営む上で必要な福祉サービス等を適切に選択・利用することが困難な方が、安心して生活できるよう支援する制度として、「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」があります。

【日常生活自立支援事業】

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行います。相談や支援計画の作成は無料ですが、契約後の支援は、生活保護の世帯を除き有料となります。

【成年後見制度】

契約等の法律行為や財産管理を行うとき、障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、法的に保護する制度で「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は法律の定める後見制度で、本人の判断能力状況に応じて、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を選任します。

「任意後見制度」は契約による後見制度で、本人に判断能力があるうちに後見の範囲と任意後見人を契約し、判断能力の低下時点で必要な支援を受けられるようにするものです。

障害者110番

【窓口】相談窓口専用電話 0985-26-3040

障がい者の人権擁護、財産保護などの対応に、相談員、弁護士等が相談に対応します。

生活が困窮したとき

【生活保護制度】

【窓口】各市町村福祉担当課、民生委員

生活困窮者に対し必要な援助を行います。詳しくは窓口でご確認ください。障害者手帳がある場合は、障害等級により障害者加算があります。

【生活福祉資金貸付制度】

【窓口】各市町村社会福祉協議会

所得が少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者がいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図る目的で資金の貸付けを行う制度です。詳しくは窓口でご確認ください。

就労支援

高次脳機能障がい者にとって、「働くこと」、「再び働くこと」は社会復帰するための大きな目標の一つです。「働くこと」、「再び働くこと」を実現するためには、働くための準備と、継続して働くための支援機関、支援制度を活用することが重要です。

就職に向けての相談

【就労に関する様々な相談支援】

【窓口】障害者就業・生活支援センター

相談者のニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習のあっせん、求職活動への同行、生活面の支援など、様々な相談に応じます。

【職業相談・職業紹介】

【窓口】ハローワーク

求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。専門的な支援が必要な場合は、地域障害者職業センターを紹介します。

【職業カウンセリング、職業評価】

【窓口】宮崎障害者職業センター

仕事の種類や働き方などについて、希望や障害特性、課題を踏まえながら、相談・助

言、職業能力の評価、情報提供等を行います。

就職に向けての準備・訓練

【職業準備支援】

ハローワーク等と協力して、就職の相談、職業能力等の評価、就職支援から職場適応のための援助等、個々の障がい者に応じた継続的なサービスを提供します。

【職場実習・基礎訓練】

就職未経験者や訓練が必要な方へ関係機関や提携施設での訓練を紹介します。また、ハローワーク等と連携して適した職場をさがします。就職後においても職場訪問を行い、様々な悩みに相談にのり、アドバイスや支援を行います。

【障害者対象委託訓練】

障害者職業訓練コーディネーターを配置し、企業等の委託先で個々の障がい者に応じた委託訓練等を行います。

【就労移行支援】

一般企業への就労を希望する方に対して、就労移行支援を行う事業所で生産活動その他の活動の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就職活動、雇用前、定着支援

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援】

ジョブコーチを職場に派遣し、障害者自身に対する支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても必要な助言を行います。そういった活動により事業所の支援体制の整備を図ります。

【就労継続支援】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供とともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。A型（雇用型）とB型（非雇用型）とがあります。

【障害者試行雇用（トライアル雇用）事業】

3か月の試行雇用を通して、企業と障害者の相互理解を深め、その後の常時雇用への移行や障害者雇用のきっかけを作るための制度です。

【障がい者支援施設】

障がい者に、夜間の「施設入所支援」を行い、昼間の「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設です。

【窓口】宮崎障害者職業センター

【(窓口) 障害者就業・生活支援センター】

【(窓口) 宮崎県障害福祉課】

【(窓口) 各市町村障害福祉担当課】

【窓口】

各市町村障害福祉担当課

【窓口】

ハローワーク

【窓口】各市町村福祉担当課